



島根県報

平成29年9月5日（火）

号外 第 103 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第498号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	外園高松線	出雲市松寄下町1870番4地先から同市高松町字大披1245番2地先まで	前	メートル 5.30～ 11.00	メートル 250.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	15.80～ 35.00	205.00	
			後 B	15.80～ 35.00	205.00	
"	大田桜江線	大田市大代町新屋383番1地先から同1675番4地先まで	前	6.70～ 15.80	213.50	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.60～ 56.30	213.50	
"	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町小坂1117番7地先から同地先まで	前	4.05～ 4.90	61.50	道路改良工事 拡幅
			後	6.38～ 10.34	61.50	
"	"	浜田市弥栄町小坂1117番7地先から同地先まで	前	3.89～ 5.96	71.10	道路改良工事 拡幅
			後	10.84～ 16.64	71.10	
"	"	浜田市弥栄町小坂1162番20地先から同地先まで	前	3.93～ 4.95	39.50	道路改良工事 拡幅
			後	5.82～ 10.14	39.50	
		浜田市弥栄町田野原830	前	5.38～ 24.86	126.90	道路改良工事

〃	浜田美都線	番9地先から同番12地先まで	後	8.85～ 45.15	126.90		拡幅
---	-------	----------------	---	----------------	--------	--	----

島根県告示第499号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	江津港線	江津市江津町1149番1地先から同町1280番地先まで	メートル 401.00	平成29年 9月5日	浜田県土整備 事務所	
〃	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町小坂1117番7地先から同地先まで	61.50	平成29年 9月5日		
〃	〃	浜田市弥栄町小坂1117番7地先から同地先まで	71.10	平成29年 9月5日		
〃	〃	浜田市弥栄町小坂1162番20地先から同地先まで	39.50	平成29年 9月5日		